

改正教育基本法と新自由主義教育改革

はじめに

1. 新自由主義教育改革の現段階

(ア) 新自由主義とは？

① 2つの定義

1. 第1=資本主義の歴史の新たな段階。労働者の社会統合を内実とする福祉国家の解体。日本においては、解体の対象は福祉国家ではなく開発主義国家。ハーベイ、渡辺治。
2. 第2=上からの競争的秩序の創設。「環境権力」by フーコー。主人・代理人理論 (Principal-Agent Theory) : ①スタンダード、②競争、③賞罰によるコントロール。

② 両者の統合可能性

(イ) 日本における展開

- ① 準備期 1980年代中盤から1997年 臨教審から橋本行革まで。なお、中教審答申付属文書の「期待される人間像」はその端緒。国による富の再配分（現物給付と現金給付）を要求しない労働者の育成、という課題。
- ② 展開期（第1期） 1997年から2009年 橋本行革から安倍第1次政権まで
- ③ 停滞期 2009年から2012年まで 民主党政権
- ④ 展開期（第2期） 2012年から現在 安倍第2次政権期

(ウ) 展開期（第2期）における教育改革の特徴

① 第1期における競争的秩序の創設

1. 学テの実施
2. 学校選択と学校統廃合
3. 学校の階層化

② 第2期における新自由主義的人格陶冶（中西新太郎の用語法）

1. 人材育成論の主軸化

(ア) 労働力養成を教育目的として設定。

(イ) 教育内容・教育方法のトータルな改変：2017年学習指導要領改訂：

- 「できるようになる教育」(＝行動主義)＋アクティブ(アダプティヴ)・ラーニング＋教育ソフトの設定するアルゴリズムに従った学び。
- (ウ) 行動主義的教育論の問題点：なぜこれを学ぶのか、という問いの欠如。プロセスよりも成果の重視。さらには、成果が出さえすればなんでもよいということに…。
- (エ) ただ、「わかるようになる教育」と「できるようになる教育」との区別と関連付けという課題は残っているように見える…。

2. 競争的秩序のチューンアップ

(ア) 一般行政の教育行政への関与の強化

- ① 地教行法改正
- ② 自治体間の競争の組織、競争の一つとしての教育。その首長による上からの実施。

(イ) ゼロ・トレ(教育的懲戒の解体)

- ① 福祉国家解体という文脈に位置づいているのと同時に、行動主義に基づく生徒懲戒の再編
- ② いじめ防対法も加害者への懲罰を主眼に。

2. 改正教育基本法における新自由主義

(ア) 法解釈の前提としての法律に内在する政治的原理の同定

(イ) 改正教育基本法の特徴

- ① 旧法の背骨への正確なアタック：前文-1条-2条-10条：<個人の尊厳を実現する教育>→<教育原理としての子ども、親、住民、教師との間の相互協力と尊重>→<教育の直接責任制と教育行政の条件整備義務>
- ② 新法の特徴：法律に基づきさえすれば教育内容へ介入できる範囲を拡大。そのうえで、2つのものを上から流し込む。

1. 国際的経済大競争の担い手の育成(前文：「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」、「我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し」、2条2号「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い」「自主及び自律の精神を養う」)→中央政府と自治体の「役割分担」(⇔機能分担)(中央政府による競争的秩序の創設と自治体による財政的措置を含めた実行)を実現するものとしての教育振興基本計画。
2. 国家主義的精神の涵養(2条5号)。注意：国家それ自体ではなく、それを育んできた伝統と歴史の尊重。

(ウ) 新法の解釈をめぐって

- ① 同定された政治的原理に基づく解釈があるべき解釈の自動的になるわけではない。

- ② 上位法（憲法、子どもの権利条約、その他の国際条約）に基づく読み替え。例：国際人権文書における教育に関する権利に対応する締約国政府の学校制度整備義務の確認⇒普遍的現物給付としての教育⇒中央と地方の「役割分担」の解釈。
- ③ 教育法制の基本的な歴史的課題の見定め=これによってあるべき解釈が一義的に決まるわけではないが、その方向性を規定する。

3. 教育法制の基本的な歴史的課題としての「教育の目的」

(ア) 流れ

- ① 戦前：皇国民教育とその下での公民教育の台頭と敗退
- ② 戦後教育改革：人間教育の確認。皇国民教育から公民教育へ、ではなく、人間教育の選択。
 - 1. 公民教育というシンボルを握った国家による教育内容介入に歯止めをかけることの難しさ。
 - 2. 人間+国民<政治の担い手+市民社会の担い手>。人間教育の結果としての国民形成という構成。
- ③ 1950年代後半以降 1980年代まで：「国権論的公共性論」に基づく介入。
 - 1. 公民性についての定義づけのない、法律に基づくのであれば介入できるというロジック。旧法1条の使いでの悪さ。
 - 2. 旧法のもとでの文科省官僚統制型教育法制の展開。
- ④ 1980年代以降における<市民社会の担い手>としての労働者の人格陶冶への関心
 - 1. 「期待される人間像」に実は始まる。「新自由主義的人格陶冶」ないしは労働者の馴化を浮上させたという新法の意義。
 - 2. 国家が作り上げた歴史と伝統への愛を通じての国家主義の涵養に注目が集まりがちなのだが...

(イ) 流れを踏まえたうえで

- ① 解釈論として浮上している2つの道
 - 1. 新自由主義的市民教育と新国家主義的国民形成を是認したうえで、市民的自由に基づく拒否権に活路を見出すという道。
 - 2. 新自由主義的市民教育と新国家主義的国民形成の組み換える解釈を教育人権に基づいて展開することに活路を見出すという道。
- ② 「教育の目的」論の再構築
 - 1. 労働および政治の両面で市民社会における共同の担い手を育てるための教育、という永遠の(?)課題の再認識。
 - 2. この課題に応えるのに、市民 (citizen) というシンボルに訴えるのか、そ

れとも、人間 (human being) というシンボルに訴えるのかという問題。

3. 市民というシンボルが両義的である日本においては「人間」。とすれば、「人間」の「類的存在」としての性格の再検討となるはず。

おわりに